

国民年金基金オンライン手続きサービス

国民年金基金は、自営業者・フリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方が任意で加入する年金制度です。国民年金（老齢基礎年金及び付加年金）とは異なり、国民年金保険料の控除証明書および国民年金の源泉徴収票に関する手続きはできませんので、ご注意ください。



【ご注意】

国民年金及びiDeCoの手続きではありません。

※iDeCoにご加入の方で、小規模企業共済等掛金控除証明書の電子交付を希望する方は[こちら](#)。



国民年金基金

※本書で使用している画面は、マイナポータルやe-私書箱の仕様変更等により若干異なる場合がありますのでご了承ください。

「社会保険料控除証明書」 「公的年金等の源泉徴収票」 をマイナポータルから 受け取ることもできます



控除証明書および源泉徴収票の電子データをマイナポータルから受け取ることもできるようになりました。

国民年金基金の掛金を納付
された方

社会保険料控除証明書

※国民年金保険料の社会保険料
控除証明書ではありません。

国民年金基金の年金を受給
中の方

公的年金等の源泉徴収票
(令和6年1月より開始)

※国民年金（老齢基礎年金）
の源泉徴収票ではありません。

●マイナポータルとは、マイナンバーカードを使うことで、様々なサービスをいつでもどこでも安全に利用することができる政府が運営するオンラインサービスです。

①手軽に受け取りが可能に！

これまで書面で受け取っていた控除証明書や源泉徴収票を、スマートフォンやパソコンから受け取ることもできるようになります。



②電子的に確定申告のお手続きが可能に！

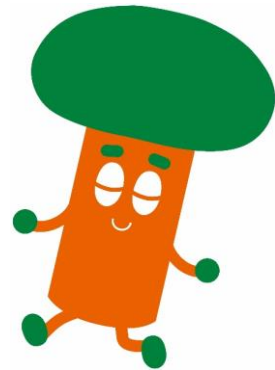
控除証明書や源泉徴収票の電子データを取得することにより、e-Tax（国税電子申告・納税システム）で電子的に確定申告のお手続きができるようになります。



電子交付データを受け取るまでの流れ

1. 事前にご準備いただくもの（本紙P.3）

- ・ マイナンバーカード
- ・ スマートフォンまたはICカードリーダー付きパソコン
- ・ 利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）
- ・ 券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）



2. お手続き方法（本紙P.4～P.10）

- （1）マイナポータル利用者登録（お済みの方は次のステップへ）
- （2）e-私書箱のアカウント作成（お済みの方は次のステップへ）
- （3）国民年金基金オンライン手続きサービスの利用申込
- （4）国民年金基金オンライン手続きサービスへのログインとe-私書箱連携

3. 電子交付データ受け取り（本紙P.11～P.12）

- 3－1 「社会保険料控除証明書」を受け取る
- 3－2 「公的年金等の源泉徴収票」を受け取る

※日本年金機構が送付する社会保険料控除証明書及び公的年金等の源泉徴収票とは異なりますので、ご注意ください。

1. 事前にご準備いただくもの

ご利用にあたり、事前に

マイナンバー
カード取得



マイナポータル
利用者登録



e-私書箱
アカウント作成

e-私書箱

が必要となります。

■ ご準備いただくもの



マイナンバー
カード

利用者証明書用電子
証明書パスワード
(数字4桁)

券面事項入力
補助用パスワード
(数字4桁)



パソコンをお使いの方



パソコン
ICカードリーダーライター

OR

スマートフォン
をお使いの方



スマートフォン

ご利用についてのご不明点は、こちらにお問合せください。

国民年金基金 e-私書箱ヘルプデスク

Eメール

eshishobako-npf-help@nri.co.jp

電話

050-1790-9181

平日9:00~17:30 (土日祝日、年末年始はご利用できません)

2. お手続き方法

■ 事前に必要となるお手続き



(1) マイナポータル利用者登録

①



マイナポータルTOPページ（[リンク](#)）の下部にある「ログイン」を押し、『初めての方「利用者登録」』から使用する端末、マイナンバーカードの読み取り方法を選択します。

②

マイナポータル利用者登録



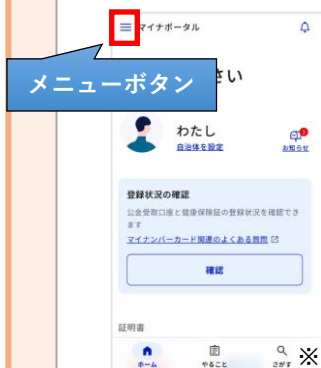
マイナポータル
アプリのダウン
ロード

＋
マイナンバー
カードの
読み取り

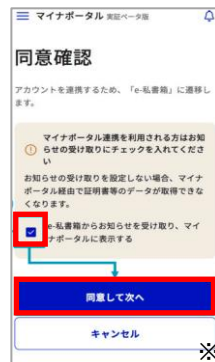
利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）を入力してログイン後、必要事項を入力してマイナポータルの利用者登録をします（すでに利用者登録済みの方は次の③を行います。）。

(2) e-私書箱のアカウント作成

③「外部サイトとの連携」からe-私書箱を選択



TOP画面に戻り、画面左上部のメニューボタン「≡」を押下し、メニュー画面から「外部サイトとの連携」を選択します。



「外部サイトとの連携」の一覧から「e-私書箱（野村総合研究所）」の「連携」を押します。同意確認画面でチェックボックスに☑を入れて「同意して次へ」を押します。すでに連携している場合は次の④～⑦は省略できます。

④ e-私書箱のアカウント作成を開始します



e-私書箱画面に遷移し、e-私書箱へのログイン・新規登録でアカウントを作成手続きを開始します。

⑤ e-私書箱利用規約に同意します



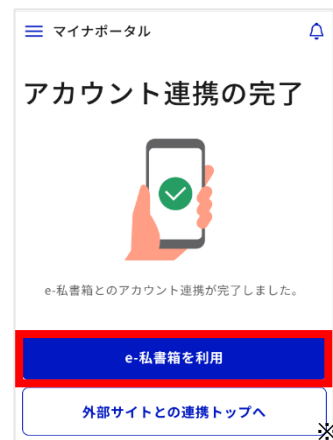
e-私書箱利用規約、わたしのウォレット利用規約を内容確認のうえ各規約の最終ページまでスクロールし、同意ボタンを押します。その後、新規登録ボタンを押下します。

⑥ メールアドレスを登録します



マイナンバーカードによる本人認証後、メールアドレスを登録します。受信したメールアドレスに記載されているURLをクリックします。

⑦ アカウントを連携します



e-私書箱とマイナポータルアカウントがつながりました。そのまま手続きを継続する場合は「e-私書箱を利用」を選択し、次ページへ進みます。

■ 利用申込

(3) 国民年金基金オンライン手続きサービスの利用申込

＜注＞国民年金基金は、自営業者・フリーランスなど第1号被保険者が任意で加入する年金制度です。**国民年金とは異なります**ので、ご注意ください。

＜注＞国民年金基金オンライン手続きサービスの利用申込は、**8時～23時（土日祝日、年末年始を除く）**でお願いいたします。上記以外の時間帯での申込はできませんので、ご注意ください。

①



「事前に必要となる手続き」が完了しましたら、「e-私書箱を利用」を選択し、e-私書箱のTOP画面で「電子私書箱」を選択します。

②



電子私書箱TOPページが表示されましたら、「企業を追加」を押してください。

③



e-私書箱に連携する団体名の一覧から「国民年金基金」を選択したあと、ポップアップ画面の「国民年金基金オンライン手続きログインはこちら」を押してください。

④



「国民年金基金オンライン手続きサービス」サイトのTOPページが表示されますので、「利用申込」ボタンから利用者登録を行います。

Step1

に進む

Step1

■メールアドレス登録

「利用申込」ボタン押下後、メールアドレス登録画面からメールアドレスを入力、登録します。



【国民年金基金オンライン手続きサービス】の「利用申込URLのご案内」

お申し込み後すぐにご登録いただいたメールアドレスに「メール認証URL」が記載されたメールが届きますので、URLをクリックします。

※24時間以内にアクセスしてください。

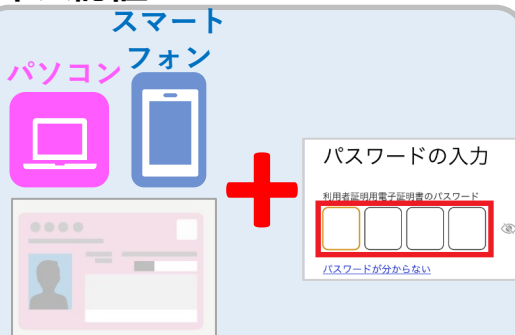
【ご注意】

メールアドレスを登録する際は、以下の点をご確認ください。

- ①「**@npfa.or.jp**」のドメインを受信できるように**設定**してください。
- ②迷惑メールとして受信する可能性がありますので設定をご確認ください。
- ③一部のドメイン（@icloud～や@nifty～や@ocn～など）について、メールが届かない事象が確認されています。届かない場合は、違うメールアドレスを登録をしてください。フリーメール（g-mail、yahoo!メール）は使用できることを確認しています。

Step2

■マイナンバーカードによる本人認証



マイナンバーカードをICカードリーダライタ、または対応スマートフォンで読み取りをしたあと、利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)を入力します。

Step3

■利用者情報の取得

契約者基本情報読み取り画面で「読み取る」ボタンを押下後、マイナンバーカードの券面事項入力補助用電子証明書パスワード（数字4桁）を入力します。



次の画面でマイナンバーカードに登録されている本人情報が表示されますので確認して「次へ」を押します。



契約者確認情報入力画面で「マイナポータルから取得」ボタンを押します。



マイナポータルの自己情報取得について「☐利用規約に同意する」に✓いただき、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）を入力します。

マイナンバーカードでの確認後、手続きを進めるため「連携」を押します。《注》ここでブラウザの戻るボタンは押さないでください。



基礎年金番号が取得できたら、確認のうえ「確認する」ボタンを押します。



契約者確認情報入力確認画面で入力内容を確認のうえ「申し込む」ボタンを押す。



Step4

■ 利用申込完了の場合



【国民年金基金オンライン手続きサービス】の「利用開始のご案内」
国民年金基金から本登録が完了したときに登録いただいたメールアドレスに送信されます。

申込完了画面に遷移し、「国民年金基金オンライン手続きサービス」のTOP画面のURLが記載されたメールが届きます。
このURLは、今後、ログインの際に必要となりますので、保存しておいてください。

■ 利用申込未完了の場合



【国民年金基金オンライン手続きサービス】の「利用申込のお手続きを完了できませんでした」
国民年金基金から本登録が完了しなかったときに登録いただいたメールアドレスに送信されます。

申込情報確認結果画面に遷移し、申込未完了のメールが届きます。

《注》申込受付が完了しなかった方は電子交付を行うことができません。確認が必要となりますので本誌最終ページ記載のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

電子交付が完了しましたら、メールにてご連絡いたします。

電子交付には1時間程度*かかります。

※利用申込完了が夜間となった場合は、電子交付が翌営業日となる場合があります。

※確定申告の期限後に、利用申込をされた場合には、翌年分からの電子交付となります。



**<注> 国民年金基金は、自営業者・フリーランスなどの第1号被保険者が任意に加入する年金制度です。
国民年金及びiDeCoとは異なりますので、ご注意ください。**

(4) 国民年金基金オンライン手続きサービスへのログインと e-私書箱連携



【国民年金基金オンライン手続きサービス】の 「利用開始のご案内」

国民年金基金から本登録が完了したときに登録いただいたメールアドレスに送信されます。

URL:https://portal.e-shishobako.ne.jp/dp_apl/pw-usr/#/portal/landing?riyoCd=RPE0341000

「利用開始のご案内」メールに記載された国民年金基金オンライン手続きサービスのTOP画面のURLをクリックしてください。



パスワードの入力

「ログイン」ボタンを押し、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）を入力します。



e-私書箱との連携を行いますか？で「はい」を選択する。



左側のメニューから「e-私書箱連携」を選択し、ページ下部の「e-私書箱につなぐ」を押します。



パスワードの入力

「同意する」にチェックの上、「すでにアカウントをお持ちの方はこちら」を押します。マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書パスワード（数字4桁）を入力します。



以上で電子交付を受け取る準備は完了です。

3-1. サービス利用開始（掛金を納付された方）

10ページまでの手続きがすべて終了しますと、国民年金基金オンライン手続きサービスが利用できるようになります。

「社会保険料控除証明書」を受け取る

＜注＞ 国民年金保険料の社会保険料控除証明書ではありません。

＜注＞ 国民年金基金へ掛金を納付していない方は交付対象外です。

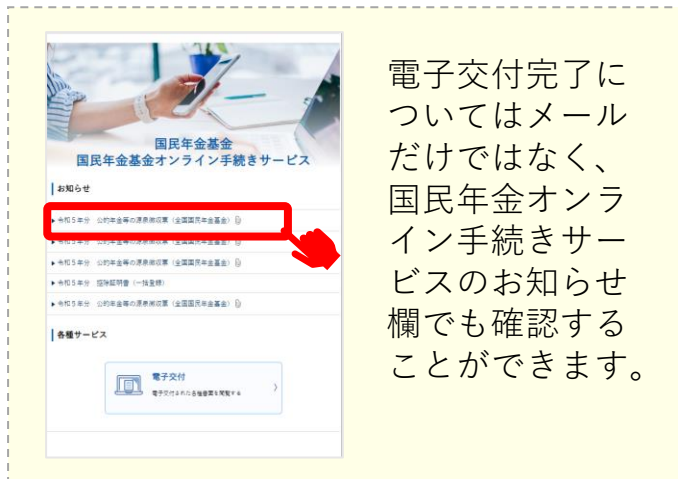


交付が完了すると、登録メールアドレスに交付完了メールが届きます。このメールの「国民年金基金オンライン手続きサービス」のTOP画面のURLをクリックしてください。10月頃に登録アドレスへ「電子交付完了のお知らせ」メールを送付します。

「ログイン」ボタンを押します。
その後、マイナンバーカードをかざして読み取り、利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)を入力します。



ログイン後、
「**電子交付**」を
クリックし、
e-私書箱に届いた
控除証明書を確認・ダウンロードすることができます。



3-2. サービス利用開始 （年金を受給中の方）

10ページまでの手続きがすべて終了しますと、国民年金基金オンライン手続きサービスが利用できるようになります。

「公的年金等の源泉徴収票」を受け取る

＜注＞ 国民年金（老齢基礎年金）の源泉徴収票ではありません。

＜注＞ 国民年金基金から年金を受給していない方は交付対象外です。



交付が完了すると、登録メールアドレスに交付完了メールが届きます。このメールの「国民年金基金オンライン手続きサービス」のTOP画面のURLをクリックしてください。1月頃に登録アドレスへ「電子交付完了のお知らせ」メールを送付します。



「ログイン」ボタンを押します。
その後、マイナンバーカードをかざして読み取り、利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)を入力します。



ログイン後、
「**電子交付**」を
クリックし、
e-私書箱に届いた
源泉徴収票を確
認・ダウンロード
することができます。



電子交付完了についてはメールだけではなく、国民年金オンライン手続きサービスのお知らせ欄でも確認することができます。

4.お問い合わせ先

「e-私書箱」や「国民年金基金オンライン手続きサービス」のご利用についてご不明の点がございましたら、こちらにお問合せください。

国民年金基金 e-私書箱ヘルプデスク

Eメール

eshishobako-npf-help@nri.co.jp

電 話

050 - 1790 - 9181

平日9：00～17：30

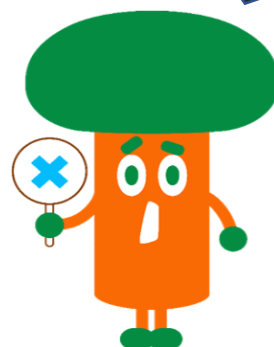
（土日祝日、年末年始はご利用できません）

国民年金基金オンライン
手続きサービスへの
アクセスはこちら▼



URL : <https://www.npfa.or.jp/kikin-online.html>

iDeCoの控除証明書
および国民年金の控除
証明書/源泉徴収票は
取れないよ！



参考 e-私書箱のプレビュー画面



①「**交付データ**」以下のボタンをクリック

保存するボタンを押して電子データを保存します。

電子データを開くためには専用のツールを使用する必要があります。

※ここで保存したXMLデータを使用することで電子申告を行うことができます。

▼XMLデータ

```

TGET4D xlnms=https://xsl.e-tax.na.co.jp/ISSD/yoyotsu xlnlms=https://xsl/
▼/V00400000
  /V00400000
  /V00400000/2/Kubun_CD
▼/V00000000
  /Kubun_CD/1/Kubun_CD
  /V00000000
▼/V00000000
  /gentera/5/gentera
  /gentera/3/genteryy
  /V00000000
  /V00000000
  /V00000000/1000000000/V00000000
  /V00000000/1000000000/V00000000
  /V00000000/1000000000/V00000000
  /V00000000/1000000000/V00000000
  /V00000000/1000000000/V00000000
  /gentera/5/gentera
  /gentera/3/genteryy
  /V00000000
  /V00000000
▼/V00000000
  /Kubun_CD/2/Kubun_CD
  /V00000000
  /V00000000/128000/V00000000
  /V00000000/48000/V00000000
  /V00000000/176000/V00000000
  /V00000000/176000/V00000000
▼/V00000000
  /V00000000
  /V00000000/128000/V00000000
  /V00000000/48000/V00000000
  /V00000000/176000/V00000000
  /V00000000
  /gentera/5/gentera
  /genteryy/3/genteryy
  /V00000000
  /V00000000/176000/V00000000
  /V00000000
  /V00000000
▼/V00000000
  /gentera/5/gentera
  /genteryy/3/genteryy
  /genteryy/12/genteryy
  /genteryy/10/genteryy

```

②「xmlプレビュー」以下のボタンをクリック

プレビューのボタンを押すと別ブラウザで証明書のプレビュー画面が開きます。

※プレビュー画面を申告に使用することはできません。申告には、①で保存したxmlデータが必要となります。

▼プレビュー画面

[illegible]

Q&A

項番	質問	回答
1	「マイナポータルから取得」ボタンを押すとエラーが発生しました。	「マイナポータルから取得」は、平日の朝8時から夜23時までの間にご利用ください。 なお、休日明けは利用申込が集中する傾向がございます。情報取得に時間がかかり、お申し込いただけない場合もありますので、その場合は、半日程度経ってから、再度、利用申込を行ってください。特に、確定申告期間中の休日明けは、非常に混みあいますので、ご了承ください。
2	新たに申し込んだが、電子交付データが入ってこない。または、過去分の電子交付データが入ってきたが、本年分の電子交付がされない。	掛金を納付されている皆様へは「社会保険料控除証明書」を、毎年10月下旬（※）に、年金をお受け取りになれる皆様へは「公的年金等の源泉徴収票」を、毎年1月上旬（対象年翌年）に、電子データで送付しております。ご確認ください。 交付対象者で、送付時期を過ぎているにもかかわらず、該当年の電子交付が取得できない場合には、ご加入の基金へお問い合わせください。 ※一部の新規加入者等は11月上旬の送付となります。
3	昨年分の電子交付データが残っているが、確定申告に支障はないのか？	e-Taxにて申告年（令和6年等）を正しく選択いただくことで、電子交付データの連携に問題ありません。
4	本登録が完了しましたが、郵送書面は届きますか。	届きます。将来的には郵送を停止させていただくことも検討しておりますが、当面は郵送を継続します。また、停止する場合には、別途ご案内をさせていただきます。
5	書面での確定申告をしたいのだが、電子交付された控除証明書電子データを使うことはできないのか？	電子データのまま、または、本サービスのプレビュー画面をご使用いただくことはできませんが、国税の「QRコード付き証明書等作成システム」をご使用いただくことで、電子データから帳票を作成・印刷のうえ、確定申告にご使用いただくことは可能です。 「QRコード付証明書等作成システム」について https://www.e-tax.nta.go.jp/cps/cps.htm